

# 豊中市庄内および北部保育施設における一時保育事業 および休日保育事業実施要領

## 1. 目的

令和6年(2024年)4月から庄内および北部保育施設において、待機児童解消に向けた保育の取組みや、在宅の子育て支援の取組みとしての民間保育所等において実施している断続的な一時保育や日曜・祝日などの休日に保育を必要とする児童のための休日保育のサービスを実施するものである。これらの運営事業を委託するにあたり、質の高い保育サービスを安定的に提供するため、社会福祉事業の運営に相応しい理念や熱意を有し、事業運営の実績のある事業者を公募型プロポーザル方式により募集・選定を行う。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

豊中市庄内および北部保育施設における一時保育事業および休日保育事業委託業務

### (2) 業務実施場所

名称 庄内駅前庁舎内保育施設の3階および医療保健センター内保育施設の1階の一部

住所 豊中市庄内東町2丁目1番4号および豊中市上野坂2丁目6番1号

面積 庄内駅前庁舎内保育施設の3階のうち、専有面積約267㎡分

医療保健センター内保育施設の1階のうち、専有面積約116.6㎡分

実施場所における施設図面 別紙参照

### (3) 業務期間

#### ① 一時保育事業のうち定期利用枠

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までのうち月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時まで

#### ② 一時保育事業のうち一般利用枠

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までのうち月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時まで

#### ③ 休日保育事業

令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までのうち日曜日および祝日(12月31日から1月3日を除く)ならびに12月29日および同月30日の午前7時から午後6時まで

### (4) 業務内容

#### ① 一時保育事業のうち定期利用枠

待機児童解消に資するため、国の緊急対策を活用し、豊中市の利用調整において入所できなかった児童を入所が決まるまでの間、一時的に預かる保育サービスの実施

#### ② 一時保育事業のうち一般利用枠

民間保育所等において実施している断続的な一時保育のサービスの実施

#### ③ 休日保育事業

日曜・祝日などの休日に保育を必要とする児童のための休日保育の実施

(5) 業務対象者・利用定員

- ①一時保育事業のうち定期利用枠（庄内駅前庁舎内保育施設 38名、医療保健センター内保育施設 24名）

市内在住で3号認定を受けた1・2歳児のうち、保育所・認定こども園等の入所申込をしておき、入所できなかった児童

- ②一時保育事業のうち一般利用枠（庄内駅前庁舎内保育施設 4名、医療保健センター内保育施設 8名）

市内在住で生後6か月以降から就学前の児童のうち、保育所・認定こども園等に在籍していない児童

なお、庄内駅前庁舎における定期利用枠と一般利用枠の定員合計である42名と医療保健センター内保育施設における定期利用枠と一般利用枠の定員合計である32名の構成については、それぞれの定員の範囲内で待機児童の状況を鑑み、市（以下、「発注者」という）と事業実施者（以下、「受注者」という）の協議のうえ弾力的運用を可とする。

- ③休日保育事業（庄内駅前庁舎内保育施設 12名以内、医療保健センター内保育施設 12人名以内）

市内在住で生後6か月以降で以下のA～Cいずれかに該当する児童でかつ、保護者が休日の就労により保育が困難な場合

- A 認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設または家庭保育所に在籍している児童  
B Aの児童と同一世帯に属する就学前の児童  
C 豊中市に利用調整申込書を提出し、現在認可外保育施設または幼稚園に在籍している児童

(6) 実施日

- ①一時保育事業のうち定期利用枠および一般利用枠

月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時までとする。なお、午後6時から午後7時は延長保育とする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日および年末年始（12月29日から同月31日までならびに1月2日および同月3日）は除くものとする。

- ②休日保育事業

日曜日および祝日（12月31日から1月3日を除く）ならびに12月29日および同月30日の午前7時から午後6時までとする。なお、午後6時から午後7時は延長保育とする。

(7) 利用料金

- ①一時保育事業

定期利用枠	月額	25,000円	（減免制度あり）
一般利用枠	日額	2,200円	（半日利用や時間毎の料金設定は可）
延長保育料	1時間	200円	（定期利用および一般利用の利用者共通）
飲食費（給食費）	日額	400円	（一般利用枠の利用者のみ徴収するが、そのうち

午後のみ利用者からは徴収しないなどは可)

②休日保育事業

日額	2, 200円	(半日利用や時間毎の料金設定は可)
延長保育料 1時間	200円	
飲食費(給食費)日額	0円	(原則は利用者が準備するものとする)

(8) 入所児童の利用条件について

- ① 一時保育事業のうち定期利用枠に入所する児童については、本事業の趣旨である待機児童解消の取組みとして行うものであり、希望する民間保育所等への転所届の提出が必要である。希望する保育所等への入所決定がなされた場合は、速やかに転所し、以後一時保育は利用できないものとする。
- ② 一時保育事業のうち一般利用枠を利用する児童該当する児童については、本事業の趣旨である在宅の子育て支援の取組みとして行うものであり、ひと月12日を限度として利用することができる。また、民間保育所等において実施している断続的な一時保育事業と併用することができる。
- ③ 休日保育事業を利用する児童については、必要に応じて平日に在籍している認可保育所、認定こども園、小規模保育施設、事業所内保育施設または家庭保育所と情報共有をすることができる。
- ④ 契約については、受注者と利用者の直接契約とする。

(9) 参考価格(上限価格)

豊中市庄内および北部保育施設における一時保育事業および休日保育事業委託業務  
年額1億6,082万円

(内訳) 庄内駅前庁舎内保育施設における一時保育および休日保育 8,496万円

医療保健センター内保育施設における一時保育および休日保育 7,586万円

※上記金額は消費税および地方消費税相当額を含む。

※提案にあたり委託価格を見積書として提示すること。

※開設準備に係る経費に対する補助金はありません。

- ① 金額は契約時の予定価格を示すものではないので留意ください。
- ② 上記金額は、年額を示したものであり、1年間実施した場合を想定しているため、実施日数が短くなった場合は日割り計算に応じた委託費等の支払いとなる。
- ③ 金額については、民間保育所の特定教育・保育等に要する費用の額に基づき、市内の認可保育所に対して交付する委託費等を考慮の上、設定する。
- ④ 委託費等の支払いについては、上記を基にした委託料を発注者が受注者に対して支払うとともに、受注者は利用者から徴収した利用料を、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

### 3. 参加資格および応募要件

本案件に参加および応募できるものは、企画提案書等の提出時点で、下記に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、企画提案書等の提出後において、要件を満たさなくなった場合は参加および応募を認めない。

#### 【参加資格】

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないことおよびその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によらないこととされる更生事件に係るものを含む）
- ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないことおよびその開始が決定されていないこと。
- ④ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員および豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。  
※提案書類（役員名簿など）に記載されている情報を豊中警察署長または豊中南警察署長に提供する。
- ⑤ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- ⑥ 提案業務を行うにあたり、当該業務が法令等の規定により官公署の免許、許可または認可を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可を受けている者であること
- ⑦ 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 直近2年間の公租公課を滞納していないこと。

#### 【応募条件】

- ① 社会福祉法人・学校法人・宗教法人・医療法人・株式会社・NPO法人（以下、「事業者」という。）であること。
- ② 社会福祉事業に熱意と見識を有し良好な実績があること。
- ③ 関係法令を遵守し、事業者自ら認可外保育所を設置・運営すること。
- ④ 直近の会計年度において、経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないなど、財務内容が適正であること。
- ⑤ 応募日現在において、保育所・認可外保育施設・認定こども園・幼稚園を3年以上運営していること。ただし、園長（施設長）として5年以上の経験を有するものを配置する場合はこの限りでない。
- ⑥ 保育内容については、国の保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第百十七号）を基本とすること。
- ⑦ 市が掲げる保育理念・子育て支援に関する理念を理解し、市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。
- ⑧ 令和6年（2024年）4月1日から業務を開始できること。
- ⑨ 本業務の実施場所の設備について、庄内駅前庁舎内保育施設については調乳の設備はなく、また医療保健センター内保育施設はガス設備がないため、給食およびおやつは外部搬入や近隣施設からの搬入等を検討すること。
- ⑩ 過去2年の所轄庁の指導監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、文書指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない

場合と同様の取扱いとする。

#### 4. スケジュールの概要

##### (1) スケジュール

項目	日程
実施要領の公示	令和5年(2023年)11月14日(火)
現地見学	同年11月15日(水)午前10時からと11月16日(木)午後3時から。また同年11月21日と11月22日から。
質問受付期限	同年11月20日(月)午後5時まで(必着)
質問回答期限	同年11月23日(木)市ホームページで公表
公募参加申込書提出期限	同年11月27日(月)午後5時まで(必着)
企画提案書類等提出期限	同年11月30日(木)午後5時まで(必着)
書類審査	同年12月上旬予定
面接審査 (プレゼンテーション)	同年12月中旬予定 *詳細は別途通知。
最終選定結果の通知ならびに公表	同年12月下旬予定*市ホームページ等で公表
契約締結	同年12月下旬予定

##### (2) 現地見学

現地見学を行うので11月15日実施分と11月16日実施分は11月14日(火)午後5時までに事務局へ電話連絡にて申込むこと。11月21日実施分と11月22日実施分は11月20日(月)午後5時までに事務局へ電話連絡にて申し込むこと。なお、一事業者あたり4名以内とする。

(諸注意) カメラおよびビデオカメラ等による撮影は認めるが、他の利用者に配慮すること。

現地見学当日は本プロポーザル募集に関する質問は受け付けない。

現地見学は必須ではないが、可能な限り参加すること。

##### (3) 質問受付

企画提案書類等の作成にあたっての質問は、上記期限内に事務局へ電子メールにて質問書(様式第1号)を送付のうえ、電話連絡をすること。電話や来庁など質問書以外での質問は受け付けません。なお、質問および回答の内容は、上記日程にて回答する。

また、質問受付期限以降の質問は受け付けない。(郵送不可かつ期限必着)

##### (4) 参加申込書提出

参加希望者は、公募参加申込書(様式第1号)に必要事項を明記のうえ、上記期限内に事務局あて持参にて提出すること。(郵送不可かつ期限必着)

##### (5) 企画提案書類等提出

提案者は以下の【企画提案書類等提出一覧】の企画提案書類等を上記期限内に事務局あて持参または郵送（書留郵送）にて提出すること。なお、郵送の場合は必ず期限内に必着のこと、また郵送した旨、電話連絡すること。（期限必着）

【企画提案書類等提出書類一覧】

項目	内容	様式	
1	企画提案申込書 法人印鑑登録証明書を添付	様式第3号	
2	事業者の概要 代表者、役員状況、資産負債状況、法人経歴、他の経営施設状況	様式第4号	
3	代表者および施設長履歴書 代表者および施設長の履歴書	様式第5号	
4	現在運営している施設または事業に関する資料 パンフレット等事業概要のわかる資料	様式自由	
5	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明） 応募申込日前3カ月以内に発行されたもの	原本	
6	定款または寄附行為 最新のもの	原本の写し	
7	開設スケジュール 開設までの日程表	様式自由	
8	基本計画図面等 ①位置図②平面図	様式自由	
	③（屋外遊戯場を付近代替地とする場合）	様式第6号	
9	運営方針等説明書 (1)応募目的・動機 (2)事業者実績、保育実績の今後の活用 (3)保育理念・子育て支援に関する理念・事業方針 (4)一時保育のうち定期枠の運用について (5)職員研修の取り組みについて (6)子どもの健康状態を把握するための方策について (7)利用者の利便性向上について (8)人権保育の考え方 (9)利用者対応・苦情解決・個人情報保護について (10)安全管理策や安全確保のための具体策について (11)開設準備計画や職員の確保について (12)労働関係法規の遵守状況・職員配置 (13)経営の安定性・応募事業の収支予定	様式第7号	
10	従事職員計画 *開設後、採用・雇用方法を含む	従業者勤務体制および勤務形態一覧表	様式第8号
		資格・経験（採用資格、実務経験について） 雇用形態（常勤職員、その他職員について）	様式自由

		研修体制(採用時、従事後)	
11	労働基準法等の規定に関する書類	就業規則(労働基準監督署受付印のある事業主控) *賃金等の別規定も含む *現在運営する施設等に関するもの	様式自由
12	決算書等	直近3年間の決算書類(貸借対照表・損益計算書)	様式自由
		法人にかかる納税証明書 (その4 滞納処分を受けたことのない証明用)	定められた様式
13	宣誓書		様式第9号

#### (6) 提出部数等

- ① 必要部数(正1部、副8部(コピー可))と企画提案書類のうち、上記の1~3、7~10(網掛け部分)を格納した電子媒体(CD-RまたはDVD-R)1枚とする。
- ② 所定様式以外は、原則A4版(縦)で作成してください。
- ③ 提出するにあたり、上記の順にフラットファイルに綴り、提出書類に見出しのインデックスを付して提出してください。
- ④ 提出された企画提案書類および電子媒体は返却しない。
- ⑤ 企画提案書類の分割提出は認めない。
- ⑥ 企画提案書類の不足または提出期限内未到着の場合は、本案件の参加自体を無効とする。
- ⑦ 企画提案書類の受付後、いかなる理由があろうと追加および修正は認めない。
- ⑧ 企画提案書類の作成および提出にかかる費用は、すべて提案者の負担とする。

#### (7) 企画提案書類の著作権等

企画提案書類の著作権は、本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属する。提出書類等は事業者選定にのみ利用し、他の目的には使用しない。また、企画提案書等は、豊中市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合がある。

#### (8) 参加の取り下げ

公募参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げ場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届(様式第10号)で豊中市長あて通知すること。

### 5. 選定について

#### (1) 審査方針

- ① 事業者選定の審査は、市職員で構成する「豊中市庄内および北部保育施設における一時保育事業および休日保育事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う。
- ② 選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や意義は一切受け付けない。

#### (2) 審査方法

- ① 審査基準に基づき、第1次審査は書類審査、第2次審査は面接審査を行い、総合的に採点し、候補者を選定する。
- ② 業務実績を除き、評価内容に対応する提案がない場合は選外とする。また、評価項目単位

(業務実績除く)で最低点(否もしくは2および3)となる場合も選外とする。

③ 財務関係は事務局が審査する。優先交渉権者の決定の場合以外は配点に影響しないものとする。

(3) 書類審査

① 企画提案書類に基づく書類審査を行う。

② 提案者が4者以上の場合は、下記の審査基準に基づき事前に書類審査を行い、選定委員会委員の合計得点により順位を決定し、面接審査実施対象者3者を選定する。

この場合、第1次審査の結果はすべての提案者に通知を行うとともに、面接審査の対象となる提案者には第2次審査の日時を通知する。

③ 書類審査の採点結果が全体配点の60%未満だった場合は、順位にかかわらず選外とする。

(4) 面接審査

① 提案者は面接会場に会場いただき、プレゼンテーションと質疑を実施する。

② 面接審査では、企画提案書類に基づき、選定委員会からの質疑を行う。

③ 面接時間は、1提案者あたり概ね40分以内とする。(入れ替え時間も含む)

④ 追加資料等は、市が求める場合を除き不可とする。またプロジェクターによる投影やパワーポイント等の使用は可とする。

⑤ 面接審査の出席者は、1提案者あたり3名以内とし、本業務に携わる者で、応募事業の代表者、事業責任者、施設長予定者とする。

(5) 優先交渉権者の決定

① 合計点が最も高い者を優先交渉権者に決定する。

② 合計点が最も高い者が2者以上あるときは、評価項目のうち「保育内容等」部分の点が高い者を優先交渉権者とする。以下、同点の場合は、評価項目のうち①「運営方針等」、③「人権に関する事」区分の順に採点が高い者を優先交渉権者とする。

③ 上記②においても同点の場合は、評価項目の財務関係の「良・可・否」部分の順に採点が高い者を優先交渉権者とする。

④ 評価項目単位で最低点となる場合または、採点結果が全体配点の60%未満となる場合は、単独応募または相対順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。

【審査基準】

部門	評価項目	評価内容	配点	対応様式
保育・子育て支援に関すること	運営方針等	応募目的・動機、事業者実績、保育実績の今後の活用	10	7-1 7-2 7-3
	保育内容等	定期枠の一時保育の運用について	20	7-4
		職員研修や保育の質向上の取組みについて	20	7-5



4			子どもの健康状態を把握するための方策について	20	7-6
5			予約システム導入など利用者の利便性向上について	20	7-7
6		人権に関する こと	人権保育の考え方について	10	7-8
7		利用者に関する こと	利用者対応・苦情解決・個人情報保護について	10	7-9
8		安全対策に関する こと	安全管理策や安全確保のための具体策について	10	7-10
9		運営計画等	開設準備計画・職員の確保策について	10	7-11
10	労務関係	労務関係	労働関係法規の遵守状況・職員配置	10	7-12
11	財務関係	財務関係	経営の安定性・応募事業の収支計画	良・ 可・否	7-13
計				140	

(6) 審査結果の通知

- ① 12月下旬(予定)書面にて、面接審査を実施したすべての事業者へ通知する。
- ② 通知にて、採点結果を記載するとともに、優先交渉権者および次点提案者となった提案者にはその旨を、その他の提案者には選外となった旨を記載する。
- ③ 評価内容および選定結果に対する問い合わせには応じない。なお、審査結果後に本実施要領および仕様書の内容等に関し、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- ④ 提案者からの審査結果に関する情報開示は、提案者の自己情報についてのみ対象となる。

(7) 審査結果の公表

審査結果の通知後、1月上旬(予定)に市のホームページ等にて結果公表を行う。公表内容は以下のとおりとする。

- ① 優先交渉権者の名称、評価合計点および提案額
- ② 優先交渉権者の選定理由
- ③ 全提案者の名称
- ④ 全提案者の評価合計点
- ⑤ 選定委員会委員の氏名

※ただし、応募が2者であった場合は、次点者の評価点は公表しない。

※③と④の対応関係は明らかにしない。

(8) その他

本案件に関して実施要領の公示の日から審査結果の公表の日までの間「選定委員会」委員や市職員への接触を禁ずる。

※ただし、4(3) 質問受付および(5) 企画提案書類等提出ならびに5(4) 面接審査の場合を除く。

※選定委員会の委員名、提案者名簿等の内容の質問は一切受け付けしない。

## 6. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、提案内容を無効とし応募自体を取り消す。

- ① 企画提案書類等の提出書類において虚偽の内容を記載したとき
- ② 提出期限までに提出場所に企画提案書類等の提出がないとき
- ③ 面接審査を受審しなかったとき
- ④ 一団体に同一業務に対し複数の提案をしたとき
- ⑤ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ⑥ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ⑦ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行ったとき
- ⑧ 選定終了までの間に、他の提案者に対し応募提案の内容を意図的に開示したとき
- ⑨ 選定委員に対して、直接・間接を問わず故意に接触し、または接触を求めたとき
- ⑩ 契約締結日までの間に「3. 参加資格および応募要件」に該当しなくなったとき
- ⑪ その他、本実施要領の内容に違反したとき

## 7. 契約について

- ① 優先交渉権者は、市と仕様ならびに金額等を協議のうえ、市の内部手続きを経て本業務を依頼する相手方として決定されるため、優先交渉権者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約するものではない。
- ② 優先交渉権者と協議が調わない場合は、市は次点提案者と協議を行う。
- ③ 契約内容は、企画提案書の提案内容をもとに、市と協議のうえ決定する。
- ④ 協議が調った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結する。
- ⑤ 契約の締結に際し、万一提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合、あるいは提案内容に実現できない内容が含まれていたことが判明した場合は、契約締結をしないことがあるほか、市が被った損害について損害賠償を求めることがある。
- ⑥ 受注者は、契約締結にあたり、市の財務規則に基づき、契約保証金を納付すること。また、同規則同条第4号に該当する場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託すること。(同規則第110条の契約保証金の納付の免除規定に該当する場合を除く。)

※契約保証金の納付をする場合、契約金額の100分の5に相当する額以上を市に収めること。

## 8. その他

- ① 企画提案書類の作成およびその他手続きに使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- ② 企画提案書類作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した経費はすべて提案者の負担とする。
- ③ 本案件の提案者に対する参加報酬はありません。
- ④ 業務の運営開始前の事前準備期間に係る経費は、受注者の負担とする。
- ⑤ 本案件については、長期継続契約(委託契約部分)である。このため、翌年度以降の予算が保証されているものではなく、翌年度以降において所要の予算の当該金額について、減額または削減があった場合は、市は契約を解除できることとする。
- ⑥ 契約締結後に一時保育事業および休日保育事業のさらなる社会的必要性が生じた場合、豊中市から事業の変更を提案する場合がある。

## 9. 応募先、質問・問合せ先（事務局）

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市こども未来部こども事業課

TEL 06-6858-2257 Fax 06-6854-9533

E-mail [kodomo-jigyou@city.toyonaka.osaka.jp](mailto:kodomo-jigyou@city.toyonaka.osaka.jp)